

住 ま い で お 困 り の 方 に

まち協 我が家の相談室が

『まち協 我が家の相談室』では、修繕・リフォームの方法や工事でのトラブル、中古住宅への不安などお住まいで困っている方を対象に、専門家による相談をお受けしますのでぜひご利用ください。相談内容によっては、複数の分野の専門の相談員が連携して対応します。

アドバイス

1 月 末 まで 開 設

相 談 内 容 例

修繕やリフォーム

計画、契約、工事内容など

マンション管理

長期修繕計画、大規模修繕など

中古住宅

住宅の状況調査など

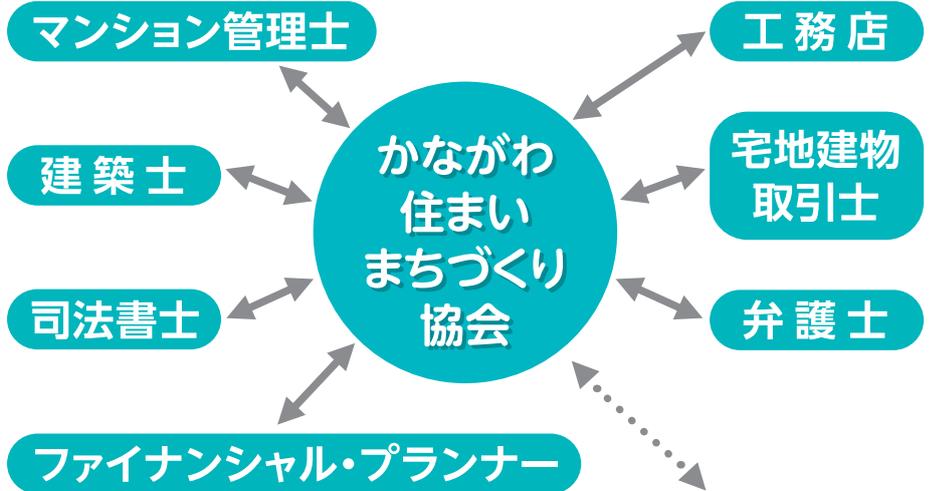
既存住宅の維持・活用

空き家管理、利活用など

消費生活相談

訪問販売など

相 談 体 制



消費者ホットライン*

*消費者ホットラインは **局番なし188** (身近な消費生活センター等につながります)

消費生活センター

▶ ご相談は、メール、電話、ファクスでお申し込みください。メールやファクスによるお申し込みは、裏面の「様式1まち協我が家の相談室申込書」をご使用ください(ホームページからダウンロードできます)。最初の窓口相談(2時間程度)等は無料ですが、再相談や現地相談は一部ご負担いただきます。

受 付

公益社団法人

かながわ住まい まちづくり協会

TEL 045-664-6896

FAX 045-664-9359

ホームページ www.machikyo.or.jp



令和8年1月末まで開設

FAX 045-664-9359
 メール soudan@machikyo.or.jp

取扱
 注意

かながわ住まいまちづくり協会

横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階 ☎045-664-6896

■ 申込日 令和 年 月 日 (曜日)		■ お名前		■ 相談形態 ✓をつけてください。 <input type="checkbox"/> 初めての相談 <input type="checkbox"/> 再相談 (有料)		<input type="checkbox"/> オンライン相談 ※1 <input type="checkbox"/> パソコン	
■ 住所 〒 ー		<input type="checkbox"/> 対面相談 <input type="checkbox"/> 現地相談 (有料) <input type="checkbox"/> 電話相談		<input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> スマホ		■ 電話 ■ FAX	
		■ メールアドレス					
■ 住宅の種類と相談区分 該当するものの□に✓をつけてください。							
<戸建て> <input type="checkbox"/> 修繕・リフォームでのトラブル <input type="checkbox"/> リフォームの計画、契約、工事 <input type="checkbox"/> 空き家の管理、利活用、相続 <input type="checkbox"/> 資金計画、税制、補助制度 その他		<マンション> <input type="checkbox"/> 修繕・リフォームでのトラブル <input type="checkbox"/> 専有部、共用部のリフォーム <input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画 その他		<アパート> <input type="checkbox"/> 修繕・リフォームでのトラブル <input type="checkbox"/> リフォームの計画 その他 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の 消費生活相談 ※2			
■ 相談内容 相談内容を具体的にお書きください。 (相談内容を氏名、住所を伏せて事例集に掲載し、公開することについて <input type="checkbox"/> 掲載してもよい <input type="checkbox"/> 掲載しない)							
■ 相談希望日時		第1希望 月 日 () 時		第2希望 月 日 () 時		第3希望 月 日 () 時	
■ 事務局記載欄 こちらは記入しないでください。		受付番号		相談日時 月 日 () 時から			
		相談員		相談形態 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 現地			

※1 オンライン相談の流れ → <https://www.machikyo.or.jp/soudanshitu/>

※2 消費生活相談については、消費者ホットライン (局番なし 188) で身近な消費生活センター等にご相談を。